

長野県告示第221号の2

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成25年3月1日以降の交付申請に係る補助金から適用します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一

別表の公共事業の項中

地域自主戦略交付金（農山漁村活性化対策整備に関する事業）	イ 土地改良施設等周辺環境整備 土地改良施設等の保全活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備	同上	10分の5.6以内	同上
------------------------------	--	----	-----------	----

を

農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備事業）	イ 土地改良施設等周辺環境整備 土地改良施設等の保全活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備	同上	10分の5.6以内	同上
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	1 農業の生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営の確立等を促進するために必要なきめの細かい土地基盤の整備等を行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 付表1の1から5までに掲げる事業のいずれかを行う事業であつて、その受益面積がおおむね5ヘクタール以上であるもの又は同表の1から5までに掲げる事業のうち2以上を併せて行うものであつて、受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であるもの (2) (1)と併せて付表1の6から14までに掲げる事業を行うもの	同上	同上	同上
	2 田園環境整備マスタープランにおいて定められた自然と共生する環境を創造する区域において行う次に掲げる事業 (1) 環境創造型整備 ア 生態系保全施設整備 土地改良施設等において生態系を保全するために必要な施設の整備 イ 景観保全施設整備 土地改良施設等において景観を保全するために必要な施設の整備 ウ 特認事業 知事が特に必要と認める事業 (2) 地域資源保全整備 ア 土地改良施設保全整備 土地改良施設の多面的機能を維持するために必要な施設の整備 イ 農地保全整備 農地の多面的機能を維持するために必要な施設の整備 ウ 農業生産基盤整備 農業生産条件を改善するための土地改良施設の整備及び農地の整備 エ 生活環境基盤施設整備 土地改良施設等の保全に必要な生活環境基盤施設の整備 (3) 地域住民活動促進環境整備 ア 交流活動基盤施設整備 地域内外の住民の交流を通じた土地改良施設等の保全活動に必要な施設の整備 イ 土地改良施設等周辺環境整備 土地改良施設等の保全活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備	同上	同上	同上

に、

地域自主戦略交付金（水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型））	同 上	同 上	同 上	同 上
地域水ネットワーク再生事業	農業用排水路等において年間を通した適量の水の流れを再生させるとともに、水質浄化や用水の利活用など用水の質的向上を図るために必要な調査、整備、施設整備等であつて、次に掲げる事業	同 上	10分の5.1以内	同 上

を

地域水ネットワーク再生事業	農業用排水路等において年間を通した適量の水の流れを再生させるとともに、水質浄化や用水の利活用など用水の質的向上を図るために必要な調査、整備、施設整備等であつて、次に掲げる事業	同 上	10分の5.1以内	同 上
---------------	---	-----	-----------	-----

に、

「(1) 地域自主戦略交付金（農山漁村活性化対策整備に関する事業）に係る基盤整備促進のうち農業生産基盤整備」を「(1) 農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備事業）に係る基盤整備促進のうち農業生産基盤整備」に、「(2) 集落地域整備統合補助事業」を「(3) 集落地域整備統合補助事業」に、「(3) 農村振興総合整備事業」を「(4) 農村振興総合整備事業」に、

「(4) 地域開発関連基盤整備事業」を「(5) 地域開発関連基盤整備事業」に、「(5) 農地防災事業」を「(6) 農地防災事業」に、「(6) 地すべり関連事業」を「(7) 農業集落排水資源循環統合補助事業」に、

「(7) 地すべり関連事業」を「(8) 農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、

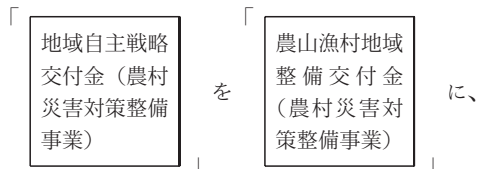
「(12) 地域自主戦略交付金」を「(13) 農山漁村地域整備交付金」に、

地域自主戦略交付金（ため池等整備事業）	(7) 農業用河川工作物応急対策工事の総事業費がおおむね800万円以上1億円未満のもの	同 上	10分の6以内。ただし1の(6)にあつては、10分の9.2以内	同 上
---------------------	---	-----	---------------------------------	-----

を

農山漁村地域整備交付金(ため池等整備事業)	(7) 農業用河川工作物応急対策工事 総事業費がおおむね800万円以上1億円未満のもの	同 上	10分の6以内。ただし1の(6)にあつては、10分の9.2以内	同 上
農村地域防災減災事業	同 上	同 上	10分の6以内。ただし、農業用河川応急対策工事にあつては、10分の9.2以内	同 上
農村地域防災減災事業(調査計画事業)	自然的・社会的状況の変化等により災害の発生のおそれのある又は機能の低下した農業用施設等の整備・廃止、農村地域周辺の法面の土砂崩落防止対策並びに災害に備えるための農村防災施設及び安全施設の整備を実施しようとする地域において、施設等の安全度評価及び整備計画に必要な調査の実施、農村地域における防災・減災マスタープランの作成並びにハザードマップの作成等をする事業	同 上	10分の10以内	

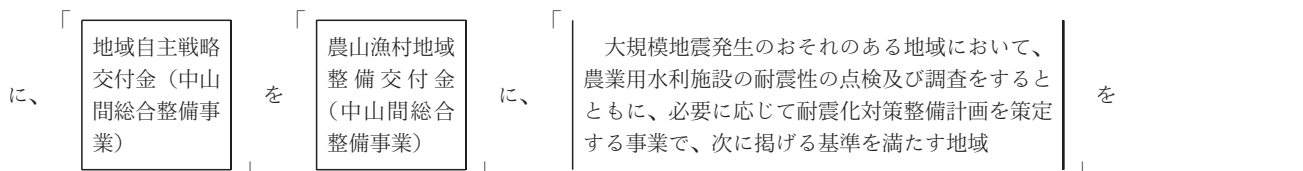
に、「地域自主戦略交付金(農村地域環境保全整備事業)」を「農山漁村地域整備交付金(農村地域環境保全整備事業)」に、



基幹水利施設管理技術者育成支援事業	ダム、頭首工排水機場、揚水機場及び管水路の基幹的水利施設の技術管理の適正化を図るために行う基幹水利施設管理技術者育成支援事業	事業費及び事務費	10分の6以内	10分の5以内
国営造成施設管理体制整備促進事業	国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、当該施設の予定管理者である市町村、土地改良区若しくは土地改良区連合の操作技術の習熟と操作体制の整備の促進又は既に当該施設を管理している土地改良区若しくは土地改良区連合の安全体制の再編整備及び水管理体制の再編強化の促進を図るために行う国営造成施設管理体制整備促進事業	同 上	10分の8以内	同 上

を

国営造成施設管理体制整備促進事業	国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、当該施設の予定管理者である市町村、土地改良区若しくは土地改良区連合の操作技術の習熟と操作体制の整備の促進又は既に当該施設を管理している土地改良区若しくは土地改良区連合の安全体制の再編整備及び水管理体制の再編強化の促進を図るために行う国営造成施設管理体制整備促進事業	事業費及び事務費	10分の8以内	10分の5以内
------------------	--	----------	---------	---------



- 「
- 1 地震によって土地改良施設が損傷することにより発生する被害を未然に防止するために行う次に掲げる事業
 - (1) 土地改良施設（農業水利施設又は農道）の一斉点検（施設現況、決壊の危険度、周辺の影響度等の点検）
 - (2) 土地改良施設の耐震性の点検及び調査をするとともに、必要に応じたハザードマップの作成、計器の設置及び整備計画の作成
 - 2 要件
- 」

に、

「

(2) 農業用ため池にあつては受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上、その他の農業水利施設にあつては受益面積30ha以上であること。

」

を

- 「
- (2) 1の(1)にあつては、受益面積30ha以上（ただし、農業用ため池にあつては、かんがい受益面積2ha以上）
 - (3) 1の(2)にあつては、受益面積30ha以上（ただし、農業用ため池にあつては、かんがい受益面積2ha以上、かつ、防災受益面積7ha（又は農外想定被害額4,000万円）以上
- 」

に、

「

地域自主戦略交付金（農業集落排水事業）

」

を

「

農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）

」

に、

地域自主戦略交付金（効果促進事業）	農山漁村地域自主戦略整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	同上	同上	
土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業	土地改良施設の管理者（土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業共同組合、農業共同組合連合会等）が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理するために必要となる収集運搬事業	同上	同上	

を

「

土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業	土地改良施設の管理者（土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業共同組合、農業共同組合連合会等）が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理するために必要となる収集運搬事業	同上	同上	
------------------------	---	----	----	--

」

に、

農業体質強化基盤整備促進事業	<p>農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産の促進を図るために行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 定率助成</p> <p>ア 農業用排水施設 農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更</p> <p>イ 暗渠排水 暗渠の新設又は変更</p> <p>ウ 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良</p> <p>エ 区画整理 農用地の区画形質の変更</p> <p>オ 農作業道 農作業道の変更</p> <p>カ 農用地の保全 ア～オ以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</p>	事業費及び事務費	10分の6以内	10分の5以内
	<p>(2) 定額助成</p> <p>ア 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>イ 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>ウ 暗渠排水 吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設</p>	同上	10分の10以内。ただし、事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）にそれぞれ以下の助成単価を乗じた額を限度とする。 ア 10万円／10a以内 イ 20万円／10a以内 ウ 15万円／10a以内	同上

を

<p>農業基盤整備促進事業 (農業体質強化基盤整備促進事業)</p>	<p>地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備を実施し、農業競争力の強化を図るために行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 定率助成</p> <p>ア 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更</p> <p>イ 暗渠排水 暗渠の新設又は変更</p> <p>ウ 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良</p> <p>エ 区画整理 農用地の区画形質の変更</p> <p>オ 農作業道 農作業道の変更</p> <p>カ 農用地の保全 ア～オ以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</p>	<p>事業費及び事務費</p>	<p>10分の6以内</p>	<p>10分の5以内</p>
	<p>(2) 定額助成</p> <p>ア 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>イ 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>ウ 暗渠排水 吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設</p>	<p>同上</p>	<p>10分の10以内。ただし、事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積(施工対象の耕地面積)にそれぞれ以下の助成単価を乗じた額を限度とする。</p> <p>ア 10万円/10a以内</p> <p>イ 20万円/10a以内</p> <p>ウ 15万円/10a以内</p>	<p>同上</p>
<p>農業水利施設保全合理化事業</p>	<p>農業用排水施設の保全・合理化整備を推進し、水利用・水管理の効率化・省力化及び水利施設の安全性向上により農業競争力の強化を図る事業であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 農地集積促進事業 農業水利施設保全合理化事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官通知)に基づいて行う農業水利施設等整備事業と併せて一体的に行う事業であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等</p> <p>(2) 担い手農地集積促進事業 担い手への農用地の集積に向けた促進支援</p> <p>(3) 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理、不陸均平及び暗渠の維持管理並びにその他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p>	<p>事業費</p>	<p>10分の5.6以内</p>	
	<p>2 水利用再編促進事業</p> <p>(1) 水利用調整事業 環境用水の取得及び用水の質的向上の支援等</p> <p>(2) 水利用高度化推進事業 地域用水機能等の維持及び増進をする活動支援等</p> <p>(3) 施設計画策定事業 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握、概略設計等</p> <p>(4) 管理省力化施設整備事業 水管理の合理化・省力化をする農業用排水施設に附帯する施設の整備等</p> <p>(5) 機能保全計画策定事業 農業用排水施設等の機能保全計画の策定</p>			

に改め、同表のふるさと農村支援事業の項中「ただし50万円を限度」を「とし、50万円を限度とする。このうち遊休農地の復活整備については、定額50万円」に改め、同表に次のように加える。

ため池危険度調査事業	危険ため池応急対策事業	ため池危険度調査等で改修が必要とされ、対策方針が定まっていないため池において、応急対策を実施しようとする団体が行う次の事業 (1) 簡易な測量 (2) 受益地の土地利用調査 (3) 水利用調査 (4) 簡易な安定解析	同上	10分の5以内。ただし、40万円を限度とする。	
	ハザードマップ作成支援事業	自然災害で決壊した場合、下流への影響が特に大きいと推測されるため池について、被害を最小限に抑えるためのハザードマップを作成しようとする団体が行う事業	同上	10分の5以内。ただし、10万円を限度とする。	

農地整備課



長野県訓令第5号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の2中「女性相談センター 西駒郷地域生活支援センター」を「女性相談センター」に改める。

人事課

「	同	同	主査及び主任
」	同	情報統計課	地域情報化推進係長
「	同	同	電子自治体推進係長
」	同	同	担当係長
「	同	同	主査及び主任
」	同	情報システム推進室	担当係長
「	同	同	主査及び主任
」	同	人権・男女共同参画課	人権尊重係長

を	「	同	主査及び主任
」	同	情報システム推進室	課長補佐
「	同	同	担当係長
」	同	同	主査及び主任

に、	「	同	課長補佐
」	同	財政課	

を	「	同	保健師
」	同	財政課	課長補佐

に、	「	同	公債係長
」	同	同	

を	「	同	公債係長
」	同	財産活用課	財産企画係長
「	同	同	財産活用係長
」	同	同	財産調整係長
「	同	同	用品係長
」	同	広報県民課	課長補佐
「	同	同	広報係長
」	同	同	

に、

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の1の項中「消防係長」を「総務係長」に改め、同表の3の項中、